

高知くらしの護身術

28

続発する架空請求

連絡せず、放置しよう！

(2006年10月11日掲載原稿)

またまた架空請求「消費者契約取引料金訴訟最終通達書」が届いたとの相談がありました。

封書で、郵便番号の下部に赤字・赤枠で「重要送達在中」とありました。

封書の中には、B5版用紙1枚に通達書と書かれたものが入っていた。内容は「消費契約取引料金未納分について、消費契約運営会社から「未だ連絡が無い状態」とし、民事訴訟による訴えが提起されている。このまま連絡無き場合、指定裁判所から訴状通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給料及び動産物、不動産の差し押さえを裁判所執行官立ち会いのもとで強制執行手続きを行い「執行証明書の交付」を承諾していただきます。

さらに、民事訴訟意義申し立て等の相談に関しましては、当局（東京都内区を所在地とする差出人）にて受け賜りますが、「民法特例法」による法務省通達書の為「個人情報保護法」上、必ずご本人様からの御連絡をお願いします。尚、当事務局は原告側から訴訟通達後に、訴訟の正当性を確認する機関であり、当事務局が貴方に対し訴訟を提起するものではありません」とし、訴訟番号、重要事項告知期間本書到着後3営業日以内で、万が一、身に覚えがない場合、必ずご本人様から早急に御連絡くださいとありました。

今回は封書でしたが、はがきでも同様です。このような郵便物を受け取った場合は、架空請求ですので、放置することが最善の対処方法です。